

湯里保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 みおつくし福祉会
所 在 地	大阪市天王寺区東高津町 12-10 市立社会福祉センター内
電 話 番 号	06-6765-5611
代表者氏名	理事長 田丸 卓嗣

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	湯里保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市東住吉区中野 4-14-6
連 絡 先	電話番号 06-6705-0595 FAX 06-6705-6988
管 理 者	園長 富山 幸恵
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
認 可 定 員	<1号認定こども> 3歳児 3人 4歳児 3人 5歳児 3人 <2・3号認定こども> 0歳児 10人 1歳児 19人 2歳児 24人 3歳児 28人 4歳児 28人 5歳児 28人
利 用 定 員	<1号認定利用定員> 14人 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の児童 <2・3号認定利用定員> 120人 満3歳以上の小学校就学前児童（2号認定こども）と満3歳未満で保育を必要とする児童（3号認定こども）
開 設 年 月 日	昭和54年10月1日
事 業 所 番 号	2710051005983

3 施設の目的・運営方針

湯里保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を一体的に行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その教育・福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 「当園」は、「大阪市幼保連携型認定子ども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 28 年条例第 86 号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		968.17㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造2階
	延べ面積	503.60㎡
園庭		地上園庭290.79㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ほふく室も含む
保育室	5室	

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、幼稚園教育要領（平成 29 年 3 月 31 日文部科学省告示第 62 号）及び保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係わる園児に対し、下記 8 に記載

する時間において保育を提供する。

- (3) 食事の提供
- (4) その他保育に係わる行事等

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）8年4月1日予定

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	職員及び業務の管理、法令等を遵守させるための指揮命令、児童を全体的に把握し、業務をつかさどる。	1	1		
主任保育士	地域や利用乳幼児の保護者に対する子育て支援、施設長を補佐し、教育・保育内容について職員を統括する	2	2		
保育士	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	28	18	10	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	1	1		
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	2	1	1	
嘱託医	年に2回の内科検診及び相談, 年に1回の歯科検診及び相談	2		2	

当園では、「大阪市幼保連携型認定子ども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第86号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）

- ※ ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定こども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び下記の(※注)休園日
2号認定こども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)
3号認定こども	満3歳未満で保育を必要とする児童	1月4日は保護者のご理解をいただき休園します。

なお、行事等によっては、家庭で保育をお願いすることがあります。

日程は事前にお知らせします。

- (※注)・夏期休園日 8月9日～8月18日
 ・冬期休園日 12月25日～1月7日
 ・春期休園日 3月29日～4月2日
 ・5歳児合宿の日(3・4歳児のみ)

土曜日や夏、冬、春期の長期休園日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することもできますのでご相談ください。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

各市町村から配布された支給認定証の写しを当園に提出してください。変更のあった場合はその都度提出してください。

(1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間(1号認定こども)

平日 9時00分～15時30分

なお、8時～9時及び15時30分～16時、土曜日8時～16時の範囲内で、預かり事業を提供いたします(利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担金が必要となります)。

預かり事業 平日 8時00分～9時00分、15時30分～16時00分
 土曜日 8時00分～16時00分

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間(2・3号認定こども)

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。ただし、行事等によって保育時間が異なることがあります。その時は、事前にお知らせ致します。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに

個別に決定します。)

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（2・3号認定こども）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時～16時の範囲内で、保育を必要とする時間となります。ただし、行事等によって保育時間が異なることがあります。その時は、事前にお知らせいたします。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分～8時及び16時～18時30分の範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担金が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

教育・保育を提供する日は、食事の提供を行います。

なお、行事や厨房の清掃等によってお弁当のご協力をお願いすることがあります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	9時45分頃	11時25分頃	15時頃	
2歳児	9時50分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時50分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（医師が記入した生活管理指導表が必要）

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担金（保育料）

当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

お支払方法は、入園時につくっていただいたゆうちょ銀行の口座より毎月引き落としとなります。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定こども

本園が入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定こども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) 支給認定保護者が退園を申し出たとき

(5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	川合内科・小児科
医院長名又は医師名	川合 淳郎
所在地	大阪市東住吉区中野 4-5-18
電話番号	06-6797-8512

(2) 歯科

医療機関の名称	ふじわら歯科
医院長名又は医師名	藤原 成樹
所在地	大阪市東住吉区東田辺 2-26-3
電話番号	06-6696-7244

- (3) 入所時及び少なくとも年に2回は児童に対して、内科検診を行います。また、1年に1回歯科検診を行います。その結果をお知らせします。

15 緊急時の対応

- (1) 「当園」の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は近隣の医師、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び児童の保護者等に連絡するとともに、速やかに必要な措置を講じるものとします。
- (3) 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (4) 児童に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとします。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、安全管理マニュアルにより対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・防犯カメラ 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施します。

17 当園における警報発令、地震発生時等の対応について

<p>暴風警報等発令時</p>	<p>大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前7時までには発表された場合、原則として休園します。 ・開園後に発表された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
<p>・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令</p> <p>気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。</p> <p>・高潮に関する大阪府市の早めに避難の呼びかけがあった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時までには発令され、避難区域に該当した場合は休園します。 ・開園後に発令された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
<p>地震発生時</p>	<p>大阪市内 24 区のうちのいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発生した場合、原則として休園します。 ・開園後に発生した場合、発生した時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 ・保育終了後に発生した場合、翌日は休園します。
<p>津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令</p>	<p>津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育園では、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発令された場合、原則として休園します。 ・開園後に発令された場合、直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 <p>【避難指示該当区】</p> <p>北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区</p>

その他	災害などを起因とする交通機関の運転取りやめや、感染症が発生した状況等により保育所の運営ができない（十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況などにより安全な保育に支障をきたす等）時は休園する場合があります。
-----	--

- (1) 警報が午後 12 時 00 分までに解除された場合は解除 2 時間後から保育を行います。（職員の確保と安全確認に時間が必要なため）
- (2) 午前 9 時 30 分までに警報が解除されたら、給食はあります。
午前 9 時 30 分までに解除されない場合は、お弁当を用意してください。
- (3) 建物等の被害状況によって上記から変わる場合があります。休園や保育再開については園からの緊急メールやアプリでも発信しますので必ずご確認ください。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 岡田佐和子 ・ご利用時間 8：30～18：30 ・電話番号 06-6705-0595 F A X 06-6705-6988 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>				
第三者委員	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">寺田 崇雄</td> <td>電話番号 06-6761-1171</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大阪市私立保育園連盟会長</td> </tr> </table>	寺田 崇雄	電話番号 06-6761-1171		大阪市私立保育園連盟会長
寺田 崇雄	電話番号 06-6761-1171				
	大阪市私立保育園連盟会長				

20 利用者に対しての保険の種類・保険の内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター・AIG 賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険，行事に関する保険

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	7人	6人	7人
1歳児	18人	18人	18人
2歳児	24人	24人	23人
3歳児	28人	30人	28人
4歳児	29人	28人	30人
5歳児	28人	28人	28人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	無	無
自己評価の実施状況	毎年度実施	無

23 保健衛生

- (1) 予防接種は、できるだけ入園までに受けておいてください。特に結核健診（BCG）は入園までに受けておいてください。
- (2) 感染症に罹られた場合は、治療の上、医師の意見書（園にあります）を提出してから登園してください。
- (3) 当園で発熱された時は、37.5度になりましたら保護者に連絡しますので、できるだけ早く迎えに来てください。尚、熱がなくてもいつもと様子が違い体調がすぐれない時は、ご連絡します。

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
秘密保持	当園の日常や行事等を撮影した動画写真等は、ご家庭で鑑賞される場合は構いませんが、SNS等不特定多数の閲覧が可能な媒体への掲載を禁止します。 許可を得ずに掲載し問題が生じた場合、当園は一切責任を負いません。

25 子ども・子育て支援法第39条 第3項 第5項により公表・公示された旨なし

別表 1

1. 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（1号認定こども用）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
●給食費	給食提供に伴い、幼児給食費 主食費 2,000 円 副食費 4,400 円	月額 6,400 円
預かり事業	教育標準時間認定(1号)の方で、 8時～9時、15時30～16時の保育を希望する場合の保育料 <u>事前の申請が必要です。</u>	30分毎 1回 100円 月額 500円
	教育標準時間認定(1号)の方で、土曜日8時～16時の保育を希望する場合の保育料。 <u>事前の申請が必要です。</u>	1回 1,700円
超過保育料	各認定による教育保育時間、預かり事業を越えた場合の保育料	15分毎 1回 300円
●行事費	各行事のプレゼント代・保険	月額 1,700円
●講師料負担金 (3～5歳児)(希望者のみ)	音楽、体操、絵画講師料 ※希望されない方はお申し出ください	月額 1,300円
●卒園積立金(5歳児)	文集、DVD、記念品	月額 1,500円
●絵本代(1～5歳児)	絵本代	実費月額 3歳児 500円 4歳児 500円 5歳児 500円
遠足・観劇代	遠足にかかる費用	実費 220円 ～3,400円
合宿代(5歳児)	合宿にかかる費用	9,000円
○制服代(2～5歳児)	制服代	実費(別紙1参照)
○用品代	保育にかかる用品代	実費(別紙1参照)
●布団代	布団のリース料(希望者のみ)	月額 850円
○保護者会費	保護者会の運営費(全児)	年間2,000円程度

2 超過保育に係る利用者負担

各認定による教育・保育時間、預かり事業(8時～9時、15時30分～16時)を越えた場合は15分毎に超過保育料をいただきます。

登園が8時以前になった又はお迎えが16時を過ぎた時

※延長保育を申し込まれた方は、申請時間を越えた場合に超過保育料をいただきます。

※1日で登園とお迎え両方で越えてしまった場合は、越えた時間を合算して超過保育料を算定します。

不平等が起こらないようにするため、事前連絡の有無や理由によらず時間で判断します。ご理解とご協力をお願いします。

別表 2

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（2・3号認定こども用）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
●給食費	2号認定を受けた子ども（3～5歳児）に係る幼児給食費 主食費 2,300円 副食費 4,900円 副食費…公定価格に含まれる当年度「副食費徴収免除加算」の額（令和7年度は4,900円）を基準にしています ※公定価格とは国が定めた子ども一人にかかる保育の費用	月額 7,200円
延長保育料	保育短時間認定（8時間認定）の方で、7時30分～8時、16時以降の保育を希望する場合の保育料 <u>※事前の申請が必要です。</u>	30分毎 月額 2,000円
超過保育料	各認定による保育時間を越えた場合の保育料	15分毎 1回 300円
●保育行事費	各行事のプレゼント代・保険	月額 1,700円
●講師料負担金 （3～5歳児）（希望者のみ）	音楽、体操、絵画講師料 ※希望されない方はお申し出ください	月額 1,300円
●卒園積立金（5歳児）	文集、DVD、記念品	月額 1,500円
●絵本代（1～5歳児）	絵本代	実費月額 1歳児 500円 2歳児 430円 3歳児 500円 4歳児 500円 5歳児 500円
遠足・観劇代	遠足にかかる費用	実費 220円 ～3,400円
合宿代（5歳児）	合宿にかかる費用	9,000円
○制服代（2～5歳児）	制服代	実費（別紙1参照）
○用品代	保育にかかる用品代	実費（別紙1参照）
●布団代	布団のリース料（希望者のみ）	月額 850円
○保護者会費	保護者会の運営費（全児）	年間 2,000円程度

2 超過保育に係る利用者負担

各認定による保育時間を越えた場合は15分毎に超過保育料をいただきます。

保育標準時間認定（11時間保育）の方…お迎えが18時30分を過ぎた時

保育短時間認定（8時間保育）の方…登園が8時以前になった又はお迎えが

16時を過ぎた時

※延長保育を申し込まれた方は、申請時間を越えた場合に超過保育料をいただきます。

※1日で登園とお迎え両方で越えてしまった場合は、越えた時間を合算して超過保育料を算定します。

不平等が起こらないようにするため、事前連絡の有無や理由によらず時間で判断します。ご理解とご協力をお願いします。

3 徴収方法

・保育料及び別表1、2●印（給食費、保育行事費、講師負担金、卒園積立金、絵本代、布団代）を、入園時につくっていただいた、ゆうちょ銀行の口座より毎月3日に引き落とされます。

・預かり事業、延長保育料、超過保育料、遠足・観劇代、合宿代等

「enpay（エンペイ）」というLINEを活用したキャッシュレス決済を利用します。請求金額はLINEを通じてお知らせします。原則「enpay（エンペイ）」での決済となります。現金での支払いを希望の場合は「enpay（エンペイ）」から請求書が届きます。コンビニエンスストア等からの支払いが可能です。その場合は保育園にお申し出下さい。

・別表1、2○印（制服代、用品代、保護者会費）

当月の徴収額を雑費袋で請求致します。

翌月3日にご持参ください。3月分は3月中に徴収させていただきます。尚、3日が土日祝の場合は翌日をお願い致します。

4 その他

別表1、2以外に徴収が必要な場合は、事前に御連絡致します。

※当園は上記費用の支払を受けた場合、利用者の金融機関の引き落としの際の通帳の記載をもって領収書にかえることとします。集金業務支援サービスを利用した場合は、システムで領収書を発行することができます。又、徴収袋にて支払いを受けた場合、徴収袋に受領日付を押印します。

別途、領収書のご入り用の方は御申出ください。

別紙 1

制服代 (2~5 歳児)

品名	金額
上衣 (セーラー服)	4,600 円
制服ズボン	2,400 円
制服スカート	2,650 円
ブラウス (長袖)	1,850 円
ベレー帽子	2,130 円
体操服 (半袖)	1,600 円
体操服 (半ズボン)	1,450 円
体操服 (長袖)	1,880 円
体操服 (ノースリーブ)	1,250 円

用品代

品名	値段	品名	値段
カラー帽子 (全園児)	1070 円	クレパス 16 色 (3~5 歳児)	710 円
健康の記録 (全園児)	310 円	のり (2~5 歳児)	220 円
通園リュック (2~5 歳児)	4,400 円	補充のり (3~5 歳児)	100 円
出席ノート (3~5 歳児)	400 円	はさみ (3~5 歳児)	530 円
出席シール (3~5 歳児)	280 円	鍵盤ハーモニカ (4, 5 歳児)	5,300 円
サインペン (2 歳児)	1100 円	鉛筆 4B 2 本 (5 歳児)	99 円
サインペン 12 色 (3~5 歳児)	845 円	せんのおけいこ帳 (4, 5 歳児)	400~590 円
口拭きケース (乳児)	37 円	コップ (2~5 歳児)	330 円

※令和 8 年度の参考価格となります。